



## 国の「事業再構築補助金」の「産業構造転換枠」の指定について

標記の国補助金の「産業構造転換枠」は、中小企業庁から指定を受けた地域の企業が標記補助金の採択にあたり受けられる優遇措置です。このたび、呉市がこの地域指定を受けましたので情報提供します（全国で本市、有田市、名寄市の3市のみ）。

この制度の概要は次のとおりです（詳細については別紙参照）。

### 1 対象企業

日本製鉄（株）瀬戸内製鉄所呉地区（またはその子会社等）との直接取引額が売上高の10%以上を占める企業

### 2 優遇措置

- ・ 補助率を2/3に引き上げ（通常（成長枠）の場合1/2）
- ・ 既存事業の廃業を伴う場合、その廃業費について上限額からさらに最大2,000万円上乗せ
- ・ すでにこの補助金の採択を受けた事業者についても、1回目の採択額との差額分を補助上限として再度申請可能

## 4. 産業構造転換枠の創設

- 国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援。
- 対象経費に廃業費を追加し、廃業費がある場合は補助上限額を上乗せする。

### 産業構造転換枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ①過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること
- ②地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

※①については、業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。（3月上旬受付開始予定。）

又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

※②については、要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（3月上旬受付開始予定。）公募開始時に指定された地域を公表します。

### 補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額（※）	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 2/3 【中堅企業】 1/2
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ